

## 訪問介護重要事項説明書

訪問介護の提供に当たり、事業所の概要や提供されるサービスの内容、利用上の留意事項等の重要事項について次のとおり説明します。

### 1. 訪問介護事業者について

事業者名称	医療法人周友会
代表者氏名	理事長 高山 成吉
本社所在地 (電話番号等)	山口県周南市南浦山町5番14号 (TEL) 0834-21-3750 (FAX) 0834-21-0482

### 2. 利用者に対してのサービス提供を実施する事業所について

#### (1) 事業所

事業所名称	徳山病院 訪問介護ステーション オリーブ
事業所所在地	山口県周南市南浦山町5番14号
電話・FAX番号	(TEL) 0834-34-1550 (FAX) 0834-34-1512
事業所の指定番号	3571501919
通常の実地	周南市(離島は除く)

#### (2) 事業の目的及び運営の方針

事業の目的	指定訪問介護事業の適正な運営に関する事項を定め、従事者が要介護状態にある利用者に対し、適正な事業の提供をすることを目的とします。
運営の方針	1. 要介護者等の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、援助を行います。 2. 事業の実施にあたっては、関係市町村及び保健・医療・福祉サービスとの連携を図り総合的なサービスの提供に努めます。

#### (3) 事業所窓口の営業日及び営業時間

営業日	月曜日から金曜日(但し祝日及び12月30日から1月3日までを除く)
営業時間	午前8時30分から午後5時

#### (4) サービス提供日及び提供時間

サービス提供日	年中無休
サービス提供時間	午前7時から午後7時30分

(5) 事業所の職務内容と職員体制

職	職 務 内 容	人 員 数
管理者	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 従業者及び業務の管理を、一元的に行います。</li> <li>2 従業者に、法令等の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行います。</li> </ol>	<p>常 勤 1名</p> <p>(サービス提供責任者、訪問介護員と兼務)</p>
サービス提供責任者	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 指定訪問介護の利用の申込みに係る調整を行います。</li> <li>2 訪問介護計画の作成並びに利用者等へ説明を行い同意を得ます。利用者へ訪問介護計画を交付します。</li> <li>3 指定訪問介護の実施状況の把握及び訪問介護計画の変更を行います。</li> <li>4 訪問介護員等に対する技術指導等のサービスの内容の管理を行います。</li> <li>5 利用者の状態の変化やサービスに関する意向を定期的に把握します。</li> <li>6 サービス担当者会議への出席等により、居宅介護支援事業者と連携を図ります。</li> <li>7 訪問介護員等に対し、具体的な援助目標及び援助内容を指示するとともに、利用者の状況についての情報を伝達します。</li> <li>8 訪問介護員等の業務の実施状況を把握します。</li> <li>9 訪問介護員等の能力や希望を踏まえた業務管理を実施します。</li> <li>10 訪問介護員等に対する研修、技術指導等を実施します。</li> <li>11 その他サービス内容の管理について必要な業務を実施します。</li> </ol>	<p>常 勤 1名</p> <p>(管理者、訪問介護員と兼務)</p>
訪問介護員	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 訪問介護計画に基づき、指定訪問介護のサービスを提供します。</li> <li>2 サービス提供責任者が行う研修、技術指導等を受けることで介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービス提供します。</li> <li>3 サービス提供後、利用者の心身の状況等について、サービス提供責任者に報告を行います。</li> <li>4 サービス提供責任者から、利用者の状況についての情報伝達を受けます。</li> </ol>	<p>常 勤 1名 (管理者、サービス提供責任者と兼務)</p> <p>常勤(専従) 1名</p> <p>非常勤(専従) 2名</p> <p>非常勤(兼務) 6名</p>

### 3. 提供するサービスの内容及び費用について

#### (1) 提供するサービスの内容について

サービス区分と種類		サービスの内容
身体介護	食事介助	食事の介助を行います。
	入浴介助	入浴（全身浴・部分浴）の介助や清拭（身体を拭く）、洗髪などを行います。
	排泄介助	排泄の介助、おむつ交換を行います。
	更衣介助	上着、下着の更衣の介助を行います。
	身体整容	日常的な行為としての身体整容を行います。
	体位変換	床ずれ予防のための、体位変換を行います。
	移動・移乗介助	室内の移動、車いす等へ移乗の介助を行います。
	服薬介助	配薬された薬の確認、服薬のお手伝い、服薬の確認を行います。
	起床・就寝介助	ベッドへの誘導、ベッドからの起き上がりの介助を行います。
自立生活支援のための見守りの援助		<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 利用者と一緒に手助けしながら行う調理（安全確認の声かけ、疲労の確認を含む。）を行います。</li> <li>○ 入浴、更衣等の見守り（必要に応じて行う介助、転倒予防のための声かけ、気分の確認などを含む。）を行います。</li> <li>○ ベッドの出入り時など自立を促すための声かけ（声かけや見守り中心に必要な時だけ介助）を行います。</li> <li>○ 排泄等の際の移動時、転倒しないように側について歩きます。（介護は必要時だけで、事故がないように常に見守る。）</li> <li>○ 車いすでの移動介助を行って店に行き、利用者が自ら品物を選べるよう援助します。</li> <li>○ 洗濯物をいっしょに干したりたたんだりすることにより自立支援を促すとともに、転倒予防等のための見守り・声かけを行います。</li> </ul>
生活援助	買物	利用者の日常生活に必要な物品の買い物を行います。
	調理	利用者の食事の用意を行います。
	掃除	利用者の居室の掃除や整理整頓を行います。
	洗濯	利用者の衣類等の洗濯を行います。

#### (2) 訪問介護員の禁止行為

訪問介護員はサービスの提供に当たって、次の行為は行いません。

- ①医療行為及び医療補助行為
- ②利用者の家族に対するサービス提供
- ③利用者及びその家族からの金銭又は物品の授受

(3) 提供するサービスの利用料、利用者負担額（介護保険を適用する場合）について

身体介護						
区分		基本単位	利用料	1割負担	2割負担	3割負担
20分未満	昼間	163	1,664円	166円	332円	499円
	早朝/夜間	203	2,073円	207円	414円	621円
	深夜	245	2,501円	205円	500円	750円
20分以上 30分未満	昼間	244	2,491円	249円	498円	747円
	早朝/夜間	305	3,114円	311円	622円	934円
	深夜	366	3,736円	373円	747円	1,120円
30分以上 1時間未満	昼間	387	3,951円	395円	790円	1,185円
	早朝/夜間	484	4,941円	494円	988円	1,482円
	深夜	581	5,932円	593円	1,186円	1,779円
1時間以上 1時間30分 未満	昼間	567	5,789円	578円	1,157円	1,736円
	早朝/夜間	709	7,238円	723円	1,447円	2,171円
	深夜	851	8,688円	868円	1,737円	2,606円
1時間30分 以上 30分増す ごとに	昼間	82	837円	83円	167円	251円
	早朝/夜間	103	1,051円	105円	210円	309円
	深夜	123	1,255円	125円	251円	376円

生活介護						
区分		基本単位	利用料	1割負担	2割負担	3割負担
20分以上 45分未満	昼間	179	1,827円	182円	365円	548円
	早朝/夜間	224	2,287円	228円	457円	686円
	深夜	269	2,746円	274円	549円	823円
45分以上	昼間	220	2,246円	224円	449円	673円
	早朝/夜間	275	2,807円	280円	561円	842円
	深夜	330	3,369円	336円	673円	1,010円

- ※ サービス提供時間数は、実際にサービス提供に要した時間ではなく、居宅サービス計画及び訪問介護計画に位置付けられた時間数（計画時間数）によるものとします。なお、計画時間数とサービス提供時間数が大幅に異なる場合は、利用者の同意を得て、居宅サービス計画の変更の援助を行うとともに訪問介護計画の見直しを行います。
- ※ 利用者の心身の状況等により、1人の訪問介護員によるサービス提供が困難であると認められる場合で、利用者の同意を得て2人の訪問介護員によるサービス提供を行ったときは、上記金額の2倍になります。
- ※ 早朝とは6：00～8：00、夜間とは18：00～22：00、深夜とは22：00～6：00の時間をさします。

(4) 交通費

通常の事業の実施地域を超えて行う訪問介護に要した交通費はその実費をいただきます。なお、自動車を使用した場合は通常の事業の実施地域を超えた地点から片道5km毎に100円を徴収致します。

(5) 加算・減算

以下の要件を満たす場合、上記の基本部分に以下の料金が加算または減算されます。

加算・減算	基本単位	利用料	要件等
緊急時訪問介護加算	100 単位 ／ 1 回	1,070 円	利用者やその家族等からの要請を受けて、サービス提供責任者が介護支援専門員と連携を図り、介護支援専門員が必要と認めるときに、訪問介護員等が居宅サービス計画にない指定訪問介護（身体介護）を行った場合に加算します。
初回加算	200 単位／ 1 回	2,140 円	新規に訪問介護計画を作成した利用者に対して、初回に実施した指定訪問介護と同月内に、サービス提供責任者が、自ら指定訪問介護を行う場合又は他の訪問介護員等が指定訪問介護を行う際に同行訪問した場合に加算します。
生活機能向上連携加算 (I)	100 単位／ 月	1,070 円	生活機能アセスメントを共同して行い、サ責が生活機能の向上を目的とした訪問介護計画を作成すること。各月における目標の達成度合いにつき、利用者及び訪問リハビリまたは通所リハビリの理学療法士等に報告し、必要に応じて利用者の意向を確認し、理学療法士等から必要な助言を得た上で、利用者の ADL 及び IADL の改善状況及び達成目標を踏まえた適切な対応を行う。
集合住宅減算	所定単位数の 12/100 を減算	左記の単位数 × 地域区分	当事業所と同一の敷地内若しくは隣接する敷地内の建物 又は当事業所における一月当たりの利用者が同一の建物に 20 人以上居住する建物に居住する利用者
介護職員処遇改善加算 (I)	所定単位数の 137/1000 を 加算	左記の 1～3 割	介護職員の処遇を改善するために賃金改善や資質の向上等の取り組みを行う事業所に認められる加算です。
介護職員等特定処遇改善 加算 (II)	所定単位数の 42/1000 を 加算	左記の 1～3 割	介護人材確保のため経験・技能のある職員に重点を置きながら、介護職員のさらなる処遇改善を進める制度です。

※ 生活機能向上連携加算は、利用者に対して指定訪問リハビリテーション事業所又は指定通所リハビリテーション事業所の理学療法士等が指定訪問リハビリテーション又は指定通所リハビリテーションの一環として当該利用者の居宅を訪問する際に、サービス提供責任者が同行する等により、当該理学療法士等と利用者の身体の状態等の評価を共同して行い、かつ、生活機能の向上を目的とした訪問介護計画を作成した場合であって、当該理学療法士等と連携し、当該訪問介護計画に基づく指定訪問介護を行った場合に加算します。

※ 地域区分別の単価(7級地 10.21 円)を含んでいます。

※ (利用料について、事業者が法定代理受領を行わない場合) 上記に係る利用料は、全額をいったんお支払いただきます。この場合、「サービス提供証明書」を交付しますので、

「領収書」を添えてお住まいの市町村に居宅介護サービス費等の支給（利用者負担額を除く）申請を行ってください。

※ 介護職員処遇改善加算及び介護職員等特定処遇改善加算は、区分支給限度基準額の対象外となります。

(6) キャンセル料金

特に頂きません。可能な限りご利用日の前営業日の17時までにキャンセルのご連絡を下さい。

4. 利用料等の支払い方法

毎月月締めとし、当該月分のご利用料金を翌月15日までに請求しますので、翌月月末までにあらかじめ指定された方法でお支払いください。

5. サービスに関する苦情について

(1) 当事業所の相談及び苦情窓口

当事業所の訪問介護に関するご相談・苦情を承ります。担当訪問介護職員または管理者までお申し出下さい。また、担当介護職員の変更を希望される方はお申し出ください。

管理者：佐伯 由香	電話番号：0834-34-1550
-----------	-------------------

(2) その他の窓口

介護保険に関するお問い合わせ、ご相談は下記相談窓口へお問い合わせください。

周南市役所 高齢者支援課	電話番号：0834-22-8467
山口県国民健康保険団体連合会 介護保険課苦情相談専用	電話番号：083-995-1010

6. 緊急時の対応について

サービス提供中に、利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じるとともに、利用者が予め指定する連絡先にも連絡します。

主治医	病院名		
	主治医氏名		
	連絡先		
ご家族	氏名	(続柄： )	
	連絡先	自宅	
		携帯電話	
		勤務先	

7. 事故発生時の対応方法について

利用者に対する指定訪問介護の提供により事故が発生した場合は、市町村、利用者の家族、利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。また、利用者に対する指定訪問介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

8. 介護サービスの利用にあたっての禁止事項

(1) 禁止行為等

- ① 訪問介護員に対する身体的暴力
- ② 訪問介護員に対する精神的暴力
- ③ 訪問介護員に対するセクシャルハラスメント